

# 令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要

**目的** 水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、毎年、「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」を作成する。  
 国・県・市町村の計画が、統一的視点から総合的に行われることを目的とする。

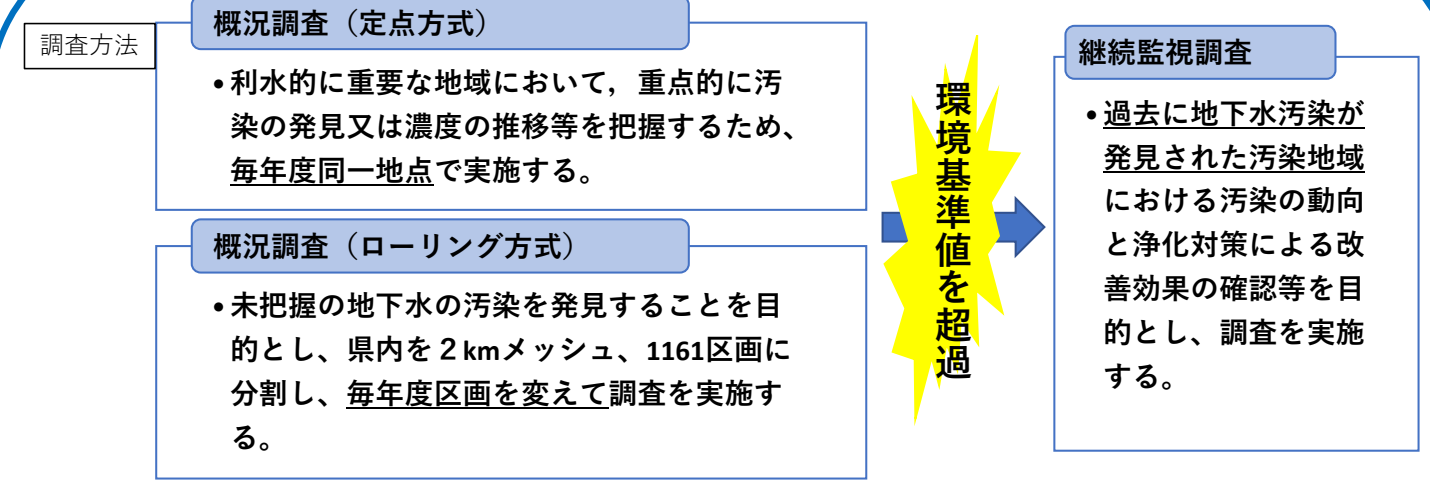
## 公共用水域（河川・海域）

	水質（河川）	水質（海域）	底質（河川・海域）
測定機関	国土交通省、徳島県、 徳島市、鳴門市、小松島市、 阿南市、北島町	国土交通省、徳島県、 徳島市	国土交通省、徳島市
測定地点	37河川 75地点	9海域 31地点	9河川・2海域 11地点
測定項目	生活環境項目：5223検体 健康項目：1109検体 その他項目：1269検体	生活環境項目：3092検体 健康項目：343検体 その他項目：1373検体	健康項目：86検体 その他項目：40検体

令和4年度からの主な変更点

- ・文化橋と鍋川橋の測定を中止
- ・西方潜水橋を環境基準点とする
- ・ローリングによる測定地点の変更

## 地下水



	地下水
測定地点	国土交通省、徳島県、徳島市、美馬市、北島町
測定項目	20市町村 44地点
測定機関	環境基準項目：810検体 その他項目：199検体

令和4年度からの主な変更点

- ・定点方式1地点の測定を中止（1124 M-4）
- ・ローリングによる測定地点の変更

## 用語解説

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | <b>公共用水域</b>  | 河川，湖沼，港湾，沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路，用水路等公共の用に供する水域。  |
| 2 | <b>環境基準</b>   | 人の健康を保護し，生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。行政目標として定められる。   |
| 3 | <b>生活環境項目</b> | 生活環境を保全することを目的としたpH，BOD，COD，SS，DO，大腸菌数，n-ヘキサン抽出物質，全窒素，全リンの9項目について基準値が設定されている他，水生生物保全項目として全亜鉛，ノニルフェノール，直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の3項目について基準値が設定されている。 |
|   | <b>pH</b>     | <b>水素イオン濃度</b><br>水質の酸性・アルカリ性の程度を示す指標のことである。pHが7であれば中性，7より大きいとアルカリ性，7より小さいと酸性を示す。  |
|   | <b>BOD</b>    | <b>生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）</b><br>水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁しており，河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。                  |
|   | <b>COD</b>    | <b>化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）</b><br>水中の有機物質などが化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁しており，湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。                      |
|   | <b>SS</b>     | <b>浮遊物質（SS：Suspended Solids）</b><br>水中に懸濁している物質のことであり，水の濁りの原因となる。  |
|   | <b>DO</b>     | <b>溶存酸素量（DO：Dissolved Oxygen）</b><br>水中に溶解している酸素の量のことである。これが不足すると，魚介類の生存を脅かすほか，水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し，悪臭の原因となる。                                |
| 4 | <b>健康項目</b>   | 人の健康を保護するためにカドミウム，シアン，6価クロム，ヒ素，総水銀など公共用水域においては27項目，地下水については28項目について基準値が設定されている。  |

- |           |   |
|-----------|---|
| 5 要監視項目   | 人の健康の保護又は水生生物保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質。  |
| 6 トリハロメタン | トリハロメタン（クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの4物質）は、水中のフミン質等の有機物が塩素処理を受ける際に生成する。<br>その水がもつトリハロメタンの潜在的な生成量を、トリハロメタン生成能として表す。 |
| 7 類型指定    | 国又は都道府県知事が、水域の利水目的等に応じて類型（ランク付け）をあてはめること。   |